

●香川県告示第566号

昭和45年香川県告示第1268号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。

平成21年12月22日

香川県知事 真 鍋 武 紀

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
海岸保全区域 (角度の表示は、磁角とする。)				海岸保全区域 (角度の表示は、磁角とする。)			
沿岸名	海岸名	地区海岸名	海岸保全区域	沿岸名	海岸名	地区海岸名	海岸保全区域
讃岐阿波	高松港	略 北浜, 東浜, 朝日	<p>1 指定場所 高松市北浜町1番地の1から 高松市朝日町496番地の95まで</p> <p>2 指定区域 基点112から基点148の2までを順次に結んだ線と、基点112から補助点[˘]112、[˘]113、[˘]122、[˘]123、[˘]124、[˘]138、[˘]146、[˘]147、[˘]148、[˘]148の2、基点148の2を結んだ線に囲まれた区域</p> <p>3 基点及び補助点の表示 略 補助点[˘]112 略 略 " [˘]148の2 略</p>	<p>讃岐阿波</p>	<p>高松港</p>	<p>略 北浜, 東浜, 朝日</p>	<p>1 指定場所 高松市北浜町1番地の1から 高松市朝日町496番地の95まで <u>高松市朝日町埋立地内基点161から</u> <u>高松市福岡町430番地の9まで</u></p> <p>2 指定区域 基点112から基点148の2までを順次に結んだ線と、基点112から補助点[˘]112、[˘]113、[˘]122、[˘]123、[˘]124、[˘]138、[˘]146、[˘]147、[˘]148、[˘]148の2、基点148の2を結んだ線に囲まれた区域及び基点161から基点165までを順次に結んだ線と、基点161から補助点[˘]161、[˘]162、[˘]163、[˘]164、[˘]165、<u>基点165を結んだ線に囲まれた区域</u></p> <p>3 基点及び補助点の表示 略 補助点[˘]112 略 略 " [˘]148の2 略 <u>基点161</u> 高松市朝日町埋立地内の161号表示 杭</p>

